

## 令和3年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和3年6月15日
2. 招集の場所 可児市役所5階全員協議会室
3. 開 会 令和3年6月15日 午前8時56分 委員長宣告
4. 協議事項
  - 1 付託案件
    - 議案第44号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
    - 議案第45号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 2 事前質疑
    - (1) 急な警報等の休校とキッズクラブでの対応
    - (2) 学校の感染防止対策（補正予算部分）キッズクラブについて
    - (3) 中学校における感染対策とその考え方について
    - (4) 新型コロナワクチン接種予約の860名分の重複について
  - 3 報告事項
    - (1) 今渡北小学校キッズクラブの専用教室増設について
    - (2) 「今後の兼山小学校を考える」保護者アンケートの結果について
    - (3) 可児市ICT教育の状況について
  - 4 協議事項
    - (1) 民生・児童委員からの意見について
    - (2) 次期委員会への引継ぎ事項について
5. 出席委員 (7名)

委員 長 板 津 博 之	副 委 員 長 松 尾 和 樹
委 員 伊 藤 健 二	委 員 山 根 一 男
委 員 川 合 敏 己	委 員 勝 野 正 規
委 員 中 野 喜 一	
6. 欠席委員 なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長 加 納 克 彦	こども健康部長 伊左次 敏 宏
教育委員会事務局長 渡 辺 勝 彦	介護保険課長 佐 橋 裕 朗
国保年金課長 水 野 哲 也	こども課長 梅 田 浩 二
新型コロナワクチン 接種推進室長 渡 辺 博 生	教育総務課長 石 原 雅 行

学校教育課長 今 井 竜 生

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会総務課長	下 園 芳 明	議 会 事 務 局 記 書	林	桂 太 郎
議 会 事 務 局 記 書	今 枝 明 日 香			

○委員長（板津博之君） 本来、開会前ですけれども、皆さんおそろいですので、これより教育福祉委員会を始めたいと思います。

おはようございます。

ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、執行部については必要最小限の出席にとどめ、随時休憩を取って入替えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

それでは、まず初めに1. 付託案件、議案第44号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（水野哲也君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第44号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

まず、資料番号6、提出議案説明書の3ページを御覧ください。

この条例の改正趣旨は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税を令和3年度分についても減免するため、改正するものでございます。

続きまして、資料番号1、議案書の37ページを御覧ください。

付則第17条第1項の改正は、昨年度実施いたしました新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険税の減免を令和3年度分においても実施するため、対象となる国民健康保険税の納期限を令和4年3月31日までとするものです。

続いて、38ページを御覧ください。

付則部分でございますが、施行日は公布の日からとし、改正後の規定は令和3年4月1日から適用をいたします。

続きまして、委員会資料1を御覧ください。

2の減免の対象となる世帯の要件及び減免額については、昨年度と変更はございません。

3の減免の対象となる保険税は、先ほど申しましたように令和3年度分の保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているものが対象となります。

4の国の財政支援については、参考のところに記載してございますが、減収分の全額が国の特別調整交付金等により補填されておりましたが、令和3年度は保険税減免総額が市町村調整対象需要額に占める割合に応じた段階的な支援となります。本市の場合は、昨年度の実績を考慮しますと1.5%未満の減免総額の40%となる見込みでございます。

委員長、副委員長には以前20%という説明をさせていただいたところでございますが、その後6月2日付で国から40%に変更すると、その旨の通知が届いております。よって、残りの60%分は市の保険税が減収するということになります。

昨年度の減免実績は裏面の2ページの5に記載してございますが、仮に昨年度と同程度の減免を行ったとしますと、令和2年度分の減免総額が約1,454万2,000円ですので、6の減免見込みに記載してございますとおり、国の財政支援は約581万7,000円、残り約872万5,000円は減収することになります。国の財政支援が縮小しても、現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、今年度も国の財政支援の枠組みに基づき、継続して実施すべきものと考えます。

なお、参考として3ページに後期高齢者医療保険料の減免についても記載してございます。

岐阜県後期高齢者医療広域連合において、広域連合長の専決処分により岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正が行われ、国民健康保険税と同じ方式で今年度も引き続き減免を実施いたします。

議案第44号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第44号に対する質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 資料に基づいて御説明ありがとうございます。

条例の改正文案については1ページちょっとの短い文章なんですが、今の資料を見ると分かりますように、令和元年の収入に対する令和2年度の国民健康保険税の設定とは明らかに、今度は令和3年賦課額が変わってくるわけですね。仕組みも前回の分、前年度分に設定をした、いわゆるコロナ禍によって収入が減ったということに対して一定の割合で減免をするという話から複雑になっているんですけど、その複雑な部分をもう一度、簡潔で結構ですが、考え方がこういうふうになっておるといところをちょっと解説していただけないでしょうか。

○国保年金課長（水野哲也君） 減免の要件については昨年度と変わってございません。

簡単に説明させていただきますと、まず主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯については全額免除ということでございます。

もう一つは、主たる生計維持者の事業収入等が前年比で30%以上の減収見込みの世帯で前年の所得合計が1,000万円以下、それから事業収入等以外の前年の所得の合計額が400万円以下という要件が該当になります。

前年の所得に対しまして、令和2年中の所得と今年度は令和3年の見込みということでございますので、令和3年の1月から3月の見込み、それから今後の予定を、もし該当される方であれば申請時点までに見込みを出していただいて、それと令和2年の所得を比較することで減免の申請をいただくということになりますのでよろしくお願ひします。

○委員（伊藤健二君） そうすると、いわゆる前年度働いたことで事業活動をやった所得という考え方は変わっていないわけなんでしょうけども、その所得に対して令和元年度の事業に対して令和2年度はいろいろやったけれども、新型コロナウイルス感染症の関係で国から助

成金があったり交付金があったり、それから県から新型コロナウイルス感染症対策協力○○金とかいって入ってきたもの、これから入る予定のもの、いろいろありますよね。

これから6月から算定されて払っていく国民健康保険税を、令和3年度4月1日から来年の3月31日までの間で見込みがこのように変わるからという、その見込みの立て方については、国もしくは県からの即応的な助成金との取扱いはどういう関係になりますか。

○国保年金課長（水野哲也君） 国とか県、いわゆる特別定額給付金とか持続化給付金、そういう給付金については事業収入の計算に含めないという取扱いになってございます。以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、ほかに発言はございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、討論を終了いたします。

それでは、これより議案第44号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、議案第44号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険課長（佐橋裕朗君） 議案第45号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料番号6、提出議案説明書の3ページを御覧ください。

この条例の改正趣旨は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料を令和3年度分についても引き続き減免するため、改正するものです。

それでは、資料番号1、議案書の39ページから40ページにかけて御覧ください。

第2条の改正になりますが、40ページ3行目の下線部分は後ほど御説明させていただきます付則第7条第1項各号の改正に伴い、合計所得金額の定義に関する表現を改めるものです。

次の付則第7条第1項本則部分の改正は、昨年度実施しました新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免を令和3年度分におい

でも実施するため、対象となる介護保険料の納期限を令和4年3月31日までとするものです。

ここで委員会資料2を御覧ください。

国が財政支援の算定の基礎とする減免基準は昨年度と変わりありませんので、2の減免の対象及び減免額については、上から3つ目の減免額の収入減の部分に記載してございます対象保険料額の全部とするか80%とするかの境の額が200万円から210万円に変更する以外は、昨年と同様の基準により減免を実施いたします。この部分の変更は、令和3年度から介護保険料の所得段階の第7段階と第8段階の境が変更したことに合わせたものです。

また、昨年度は市の減収分の全額が国の特別調整交付金等により補填されましたが、今年度は4の国の財政支援に記載してございますとおり、市の保険料減免総額が第1号保険料賦課総額に占める割合に応じた段階的な支援となり、本市の場合は昨年度の実績を考慮しますと、市の減免総額の40%となる見込みです。これも先ほど国保年金課からも説明がございましたが、委員長、副委員長には以前20%とお伝えしましたが、その後国から40%に変更する旨の通知が届いております。よって、残りの60%分は市の保険料が減収することになります。

昨年の減免実績は裏面の5のとおりでございますが、仮に昨年度と同程度の減免を行ったとしますと、令和2年度分の減免総額が約132万円ですので、6の減免見込みに記載してございますとおり、国の財政支援は約53万円にとどまり、残り約80万円分は減収することになります。この減免額は第1号被保険者の賦課総額の0.07%であり、市の保険料収入全体への影響は大きくありません。その一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった個人に対しては一定の支援となり得ますので、国の財政支援が縮小しても新型コロナウイルス感染症の影響が続いている今年度においては、継続して実施すべきものと考えております。

議案書40ページに戻っていただきまして、41ページまで続きます付則第7条第1項第1号以降の改正は、生計維持者に関する定義の文言整備を行うもので、実質的な内容に変更はございません。また、第2号イの改正は令和3年3月の条例改正に伴いまして、減免の対象とする者の合計所得金額に関する定義をし直すものです。

最後の付則部分になりますが、施行日は公布の日からとし、改正後の規定は令和3年4月1日から適用いたします。

議案第45号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の説明は以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第45号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論もないようですので、討論を終了いたします。

それでは、これより議案第45号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい

てを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、議案第45号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

それではそのようにさせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時14分

---

再開 午前9時17分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、事前質疑(1)急な警報等の休校とキッズクラブでの対応を議題といたします。

質問者の伊藤健二委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 急な警報等の休校とキッズクラブでの対応という点についてお尋ねします。

先日の大雨警報が出されまして、小・中学校が休校措置となり、当日、いわゆる仕事のあたる親は大変困ったという声を聞きました。そのときに、例えばキッズクラブを利用している子供たちに限ってキッズクラブで当初予定どおり預かってもらうということはできないでしょうかという問題意識です。

キッズクラブの規則では、警報が出て学校休校措置になった場合は、どういう規定になっているのでしょうか。その辺の改善の余地は、対策が取れないものかどうかという点での趣旨であります。よろしくをお願いします。

○委員長（板津博之君） それでは、この件に関して執行部の説明を求めます。

○子ども課長（梅田浩二君） それでは、お答えさせていただきます。

キッズクラブにおける気象警報等の対応につきましては、学校の動きに連動した対応としております。今回5月21日の大雨警報の際は、児童が登校する前に警報が発令されたため、児童は登校せず自宅待機となりました。その後、午前11時の時点でも警報が継続していたため、そのまま学校は休校となり、キッズクラブも規定に従い休室といたしました。

この対応につきましては、気象警報時におけるキッズクラブの休室等の対応についてとい

う内規において定めており、今回は授業のある日の午前11時時点で警報が発令中の場合に基づき、学校の休校に合わせキッズクラブも休室としたものでございます。

なお、キッズクラブの警報発令時等の対応を学校の動きと連動させている主な理由につきまして、今回のケースを例に説明させていただきたいと思っております。

まず1点目としまして、今回警報発令により児童は自宅で待機をしておりましたが、キッズクラブで預かるということになりますと、警報発令中に児童が登校する必要があり、登校、あるいは送迎ということは当然考えられますが、そういったことを含めまして移動時に危険が伴うこと。

2点目としまして、キッズクラブ指導員につきましても児童同様出勤時の危険性が危惧されるとともに、指導員の急な対応も困難であること。いつ発生するか分からない災害や気象悪化に備え、指導員に待機を強いることは困難だというふうに考えております。

3点目、気象状況等が登校後に悪化するおそれもあり、預かり保育中の安全も担保されないこと。今回も警報発表中に高齢者等避難が一部地域で発令されるなど、気象状況の悪化や土砂災害、洪水等につながる危険性もございました。

4点目としまして、保護者や学校が混乱するおそれがあること。これは学校とキッズクラブの対応の違いがございまして、先生、保護者等に混乱が生ずるおそれがあるということとでございます。

また、兄弟同士でキッズクラブに入室しているお子さんにつきましても、入室している子と入室していない子、そういった家庭も結構ございます。そういったことで子供によっても対応が各家庭内で違うということが考えられます。

また、そういうときに限って、例えば上の入っていないお子さんも預かってはどうかというお考えもあるかもしれませんが、基本的にはキッズクラブ入室者は保険にも入っておりますので、そういった保険も非対応ということで、急な事故、けが等が発生した場合に対応ができないということもございます。

また、仮に預かりを実施するとなると、保護者による送迎が基本となってまいります。朝、本来子供はふだんですと自分で登校されるところを送迎が必要になったり、あるいは今度は逆に気象の急変等により、例えば近くの川で氾濫危険水位に達したので迎えに来てくださいというようなこともあり得ますが、名古屋市に仕事に行っていると2時間先しか来れませんというようなこともあり得ますので、そういったこともある。あるいは学校が休みになりますと給食もありませんので、保護者のほうで弁当も準備してくださいと、急な対応が必要になったりいたします。

いずれにしましても、今回の警報では幸いにも大きな被害には至りませんでした。これはあくまで結果論だというふうに考えております。仕事に行かなければならないと保護者の事情も十分理解はできますが、それにもまして子供たちの安全が第一だというふうに考えております。したがって、御提案いただきました警報時等の預かりにつきましては、実施する考えはございません。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、この件について、まず質問者の伊藤健二委員は質疑ございますでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 実際なかなか難しい問題なんだけど、気象状況が学童が登校する前の段階で警報が発令されていて、直前の急な発令という形ですが、前の日から警報が続いておって、微妙なところで警報が解除された場合、逆方向の場合で気象変動が発生した場合については、現在の内規ではどうなっていますか。11時までの警報が出た場合については休みということだけれども、逆で11時か12時か、よくその辺分からないけれども、警報が解除された場合には、午後から例えば出校という子供との関係ですが、それと連動してくるような事例ってあるんでしょうか。

○こども課長（梅田浩二君） 仮に平日11時までに警報が解除された場合でございますが、これも学校の対応と連動しておりまして、警報が11時までに解除された場合は、学校として通常解除から2時間後から授業を始めるという形になりますので、授業が終了次第、ふだんどおりキッズクラブのほうの預かりは行うという形になってまいります。以上でございます。

○委員長（板津博之君） ほかの委員の方で質疑ございますでしょうか、この件に関して。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件については終了といたします。

次に、質疑(2)学校の感染防止対策（補正予算部分）キッズクラブについてを議題といたします。

質問者の伊藤健二委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 標題2のほうです。学校での感染防止対策（補正予算部分）と連動したキッズクラブの関係です。

6月補正で非接触型の用具等の設置、そのほか換気対策が強化されました。小学校舎とキッズクラブ、これも校舎でやる場合も含めてありますし、こうした設備については校内設備ですので、基本的に連動しております。当然同等の感染予防対策等措置がなされていると思いますが、ちょっと学校校舎での授業校舎の条件設定とキッズクラブは全く全てが同一基準ということではありませんので、最低基準ラインとしてはどのように設計上換気対策を確保しているのか。また、長期休暇等で施設が動いたり、いろいろと影響を受ける場合がありますので、その辺長期休暇時での場合の例も含めて、どのように対応しようとしているのか教えてください。

○こども課長（梅田浩二君） それでは、お答えいたします。

今定例会で可決いただきました補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、小・中学校については網戸及び普通教室の換気扇設置に係る工事費を計上しております。

議員御指摘の非接触型の用具と、具体的にはトイレの手洗いの自動水栓化や感知式の照明スイッチの設置等でございますが、こちらにつきましては市役所や地区センターと不特定多数の市民が利用する施設での設置を予定しているものであり、利用者は多いものの、特定の

児童・生徒や教職員等が利用する小・中学校はその対象としてございません。

なお、こども課が設置、管理をしておりますキッズクラブ専用施設につきましては、既に換気扇と網戸は設置されている状況でございますので、今回の補正において対応する必要はございませんでした。

ちなみに感染防止対策用の非接触型用具としまして、各キッズクラブには手指消毒用のアルコールディスペンサーやハンドソープディスペンサー、これは手をかざすことによってアルコール、あるいはハンドソープが自動的に出てくるものでございます。あるいは電子温度計を配備しておるような状況でございます。

お尋ねいただきましたキッズクラブにおける感染予防対策に関する最低基準、ラインにつきましては、基本的には小学校と同等レベルにすることだというふうに考えております。このため、本市におきましては文部科学省が学校での感染対策として示しております学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～を参考に、キッズクラブにおける新型コロナウイルス感染症対応というマニュアルを策定しております。このマニュアルには3密回避などの基本的な考え方のほか、キッズクラブでの子供たちの過ごし方、部屋の環境、指導員の行動などを定めており、手洗い、検温、備品の消毒、換気、座席の配置、指導員の健康状況等について、チェック表により毎日確認を行うなど、小学校と同等レベルの対応ができるよう努めているところでございます。

なお、長期休暇の際のお話もございましたが、こちらにつきましては基本的には学校施設を使っているところにつきましては、ただいま説明したとおりでございます。ただ、今年度もまだ開設するか決定はしておりませんが、長期休暇中の学校で対応し切れない児童については、Lポートをお借りして対応する予定にしておりますが、そういった場所につきましても、基本的にはこちらのマニュアルを参考に同等レベルの対応ができるような対応をしていくというふうに考えております。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） どうもありがとうございました。

1つだけ、今これを安全管理を進めていく上での体制なんですけど、小・中学校については校長以下必要な体制、保健衛生上の一定の教育その他を受けた者が対処できる体制になっていると思いますが、キッズクラブについては常勤者がおって、それから特別の管理体制があるというふうにはちょっと認識をしていません。いわゆる非常勤職員が複数おって対処しているということだと思んですが、この辺設定の基準については小学校、中学校と同等にという対処の考え方なんですけど、それを維持、継続していく上での非常勤職員に対する教育その他管理上必要な徹底措置をどのように今やっているのかなというのはちょっと思いましたが、お願いします。

○こども課長（梅田浩二君） キッズクラブに勤務いただいている皆様につきましては、その中にリーダー、サブリーダー等がございます。毎月リーダーにつきましてはリーダー会、サブリーダーについても不定期ではございますが、サブリーダー会等を開催いたしまして、新型コロナウイルス対策につきましては昨年1年ちょっと前からということで、それ以後毎回

そういった会議を行うごとに感染対策、その状況下で最新の情報をお伝えしたり、先ほどのマニュアルに従ってやってくださいということ、あるいは指導員自体も発熱とか家族でPCR検査の方が出た場合とか、そういった場合は市の職員同等の扱いに準ずるように指導して、感染が大きくなるような形を取らせていただいているような状況でございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、ほかにこの件に関して発言ございますか。

○委員（山根一男君） 換気の問題について、今の原則といたしますか、もう一度確認したいんですけども、要は天候によって、気温によって、風があるない、あるいは網戸がついていない、全然条件が変わってくると思うんですけども、今回網戸を整備したりエアコンを整備したり、エアコンは既に整備されていますけれども、そのときに網戸を開けたままずっとやるのか、あるいは1時間に1回窓を開けるとか、その辺は何か基準があるのでしょうか。もう一度何かそういうマニュアルらしきものがあるのであれば教えていただけませんかでしょうか。

○子ども課長（梅田浩二君） 先ほどの学校の新しい生活様式の中に、30分に1回以上開けるとかいう基準はあるんですけども、基本的にはキッズクラブは可能な限り全開ではないですけれども、今対角線上とか、常時開けているような状況をつくっております。閉めておいて30分全開するよりも、常時開けっ放しのほうが、対角線で開けておいたほうが、全開しなくても開けておいたほうが換気の方がよいというようなこともございます。

また、キッズクラブについては子供たちの出入りが、外遊びとかで結構出入りしますので、結構開け放たれた状態というか、換気についてはそういう状況で、空気が籠もってしまうというようなことはあまり起こり得ないのかなというふうに考えております。以上でございます。

○委員（山根一男君） キッズクラブもそうですけど、小学校、あるいは中学校ということなんですけれども、基本は窓を開けているということ。季節によっても、今の季節はいいと思いますけれども、風が強いとか、ほこりが入るとか、虫が入るとか、いろいろとあるんですけども、基本的には窓を開けたままエアコンもかけると、それがスタンダードになっているのでしょうか。

○子ども課長（梅田浩二君） こういった夏場の暑い時期、あるいは冬場の寒い時期につきましてはエアコンを入れざるを得ませんので、そういったエアコンを入れつつ、換気もしながらエアコンもつける状況になっているという状況だと思います。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件については終了といたします。

次に、質疑(3)中学校における感染対策とその考え方についてを議題といたします。

質問者の山根一男委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（山根一男君） それでは、要旨のほうを読み上げさせていただきます。

中学校時代は人格形成において大変重要な時期である。新型コロナウイルス感染症に対する万全の対策が必要であることは認めるが、一方で行き過ぎた対応により生徒たちに過大な精神的な苦痛を与えたり、成長に悪影響があってはならない。運動会や修学旅行などの行事の実施方法や、ふだんの学校生活における登下校、授業、給食、掃除、休み時間の過ごし方、運動時のマスク着用などについての統一した考え方はあるのでしょうか。現状、学校による運用に極端な格差はないのでしょうかということです。

○委員長（板津博之君） それでは、執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（今井竜生君） よろしく申し上げます。

学校の活動については、国や県のガイドラインに基づいて実施しております。今年度、5月12日には岐阜県が、まん延防止等重点措置区域の指定を踏まえた学校運営についてという通知を出しました。加えて、5月28日にはまん延防止重点措置の継続が決まり、通知の内容を継続、強化することが示されました。市内の小・中学校に対しては県や国の通知を伝えるとともに、市としての考えを学校長、保護者に通知しています。したがって、市内の小・中学校は通知を基にして学校の活動を進めているということになっています。

具体的にですが、ふだんの学校生活における注意事項については、各学校における感染防止の一層の徹底として、校内でのマスク着用、特にマスクを外す機会が多いと思われる場面と、その必要な対応が示されています。例えば給食のとき、それから体育、部活動、登下校の際の注意事項です。基本的な感染防止対策の徹底として、チェックカードの利用や手洗い、換気等を示してあります。また、授業等感染リスクの高い活動の回避ということで、児童・生徒が長時間近距離で対面形式となるグループワークであったりとか、近距離で一斉に大きな声で話す活動を停止すること、また体育の授業で注意することなどを示してあります。給食のときには対面とならないように配席し、会話をしない黙食等を徹底することということを示しています。部活における対応としましては、この重点措置の期間については可児市と美濃加茂市は対策の期間中、原則中止としました。ただし、県も示しておりましたが、次につながる大会、コンクールがある場合のみ活動することを認めています。6月に入り、中体連の試合などが予定されております。それに向けた練習を始めているところであります。

次に、行事の実施についてです。これについても基本的にガイドラインに基づいた対応をしています。昨年度は定例の校長会、または臨時校長会を行って、国や県の対応を確認するとともに、学校の考えを交流し、実施の方向を決めました。例えば運動会ですと、例年どおりの運動会、体育大会はできないということで、学年により時間を分けることや種目を工夫することなどを確認しました。

また、修学旅行については、市としては泊はなしということで示しました。感染状況や旅行社、バス会社等の対応を確認した上で話し合いを持ちました。昨年度は中学校は日帰り1日、小学校は中止を決定しました。今年度の修学旅行についても実施はしていくという方向で考えております。以上です。

○委員（山根一男君） ありがとうございます。

例えば今の特に会話についてなんですけれども、要するにコミュニケーションですよ。給食中の黙食というのはまだ分かるんですけど、例えば休憩時間にしゃべるなどか、登下校時は一切しゃべるなどか、そんなことを極端に進めているようなきらいはないですか。

○学校教育課長（今井竜生君） 基本的には子供たちはマスクをするということを徹底させていますので、マスクをした上での会話は当然あると思います。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかにこの件に関して質疑ございますか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件については終了といたします。

次に、質疑(4)新型コロナワクチン接種予約の860名分の重複についてを議題といたします。

質問者の山根一男委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（山根一男君） では、こちらのほうも読み上げさせていただきます。

5月20日からの第2回目の新型コロナウイルスワクチン接種のネット予約に関しまして、860名分が重複予約されていたという報道がありました。御連絡いただきました。その経緯と対策、請負業者へのペナルティーを含めた対応について御説明いただけますでしょうか。

○委員長（板津博之君） 執行部の説明を求めます。

○新型コロナワクチン接種推進室長（渡辺博生君） 山根委員の質疑に対して回答させていただきます。

今回の予約方法につきましては、2回目の予約につきましては3週間後の同じ曜日の同じ時間に自動的に予約が入るというシステムで運用をしているところでございます。今回の件は2回目の予約枠に、新規の1回目の予約の方を入れてしまったという事案でございます。

経緯を申し上げたいと思います。5月20日木曜日午前9時頃から、御承知のとおり7月10日までの1万3,000人の枠に対して第2回の予約を開始したところでございます。午前10時30分頃、新型コロナワクチン接種推進室の担当職員が表示されてはいけない枠が表示されているということに気づいたものですから、JTB岐阜支店の担当のほうにすぐに連絡をしたところ、公開されてはいけない枠が公開されているということが判明をしたところでございます。このときに誤って表示してあった予約枠につきましては、6月21日月曜日から6月30日水曜日までの2回目の予約枠で、既にこの10時半までに860件の方の1回目の申込みを受けてしまっていたという状況でございます。その後、JTB岐阜支店と対応を協議し、誘導枠というか移動をお願いすると。移動を行った先を空けておかなきゃいけないものですから、すぐに該当している医療機関の予約枠を一時的に閉鎖して、JTB岐阜支店が予約を変更するよう依頼作業に入りました。まず860件のうち47件につきましては、同じ日の同じ時間の1回目の枠に誘導ができたものですから、特に変更することなく、そのまま日時、その市民の方の予約に応じて対応ができたところでございます。残り813件について、JTB岐阜支店が予約を変更するよう市民の方に電話をかけて変更をお願いしていったということになりました。

5月21日金曜日には、先ほど残りの813件のうち、685件について変更が完了したというこ

とで、口頭で報告を受けております。

5月22日土曜日も引き続きJTB岐阜支店が変更の作業を市民の方に電話して誘導を行った結果、土曜日の時点で718件が完了したと、こちらのほうも報告を受けております。残り95件につきましては、医療機関等との調整が必要でありましたので、可児市のほうも対応しなきゃいけないということで、95件については可児市のほうにそのまま引き継いで調整を職員の方で図ってまいりました。

5月23日日曜日に今の95件に対して、市のほうで誘導作業を行いました。この誘導作業というのは、医療機関のほうに少し予約枠を増やしていただいて、そこへ誘導というか変更をお願いするとか、そういう作業を行った結果、5月23日に一応調整としてはほぼ終了をしたところでございます。

先ほど一時的に止めておりました該当医療機関の予約システムにつきましては、5月24日月曜日に開放をさせていただいたところでございます。

次に、ペナルティーの御質問をいただいております。現在、このペナルティーに関しましては、業務委託期間中でございます。業務が完了しましたら、完了検査の中で今回の件も含め検査することになるのかなというふうに思っております。JTB岐阜支店は謝罪等度々いただきましたけれども、市としても口頭で強く再発防止を求めたところでございます。

いずれにしましても、市民の皆様に対しましては変更をお願いするということが発生しましたので、大変御迷惑、御心配をおかけしましたこと、おわび申し上げたいと思います。以上でございます。

○委員（山根一男君） 整理しますけど、2回目に予約した枠の860人を変更してもらったわけですね。新たにかぶせた1回目じゃなくて、それはどういう判断ですか。

○新型コロナワクチン接種推進室長（渡辺博生君） 2回目の予約枠というのは、実は5月6日から第1回の予約を承りました。御承知のとおりでございます。1万3,000人の予約を受けて、5月7日の11時30分にいっぱいになったというところの、この1回目の予約の方が今度2回目接種するときに、この6月21日から6月30日までの間に2回目の接種になります。冒頭申し上げたとおり、この2回目というのは3週間後の同じ曜日の同じ時間に自動的に予約されるということになっておりますので、この5月6日に予約を受け付けた人に対しては2回目はもう確保されてなければいけない。ここへ5月20日から予約を受けた方の1回目を入れてしまったという事案でございます。以上です。

○委員（山根一男君） 分かりました。5月20日から入れた新たな方の分を変更されたということですが、このJTB岐阜支店は可児市だけを担当されたんですか。ほかではそのようなことは発生していないわけですか。

○新型コロナワクチン接種推進室長（渡辺博生君） 私の今の記憶では、県内で3件、可児市も含めてJTB岐阜支店へ委託していると。あと、全国でもちょっと何件かは分かりませんが、100までは行かないにしても2桁の自治体で委託を受けているということは伺っております。以上です。

○委員（山根一男君） よく職員の方がかなり早い時期に気がついたなと思いますけれども、システムの、要するにプログラミング上のミスということなんですけど、その原因について説明は受けておられますか。

○新型コロナワクチン接種推進室長（渡辺博生君） システムのエラーというか、こちらは報道にもあったとおり、人的な作業のミスだというふうに考えております。予約枠につきましてはシステムでやっておりますので、CSVというデータで吐き出して、それをまたシステムのほうへ取り込んでということで度々繰り返すわけですけれども、このCSVに取り込む際に、本来ならば非表示としてシステムのほうへ戻さなきゃいけなかったものを、表示のフラグを立てて戻してしまったということで、これはJTB岐阜支店も言うておりましたが、人為的なミスだということで私どもも理解しております。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかにこの件について質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

発言もないようですので、この件については終了といたします。

次に、報告事項に移ります。

報告事項1. 今渡北小学校キッズクラブの専用教室増設についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明をお願いいたします。

○子ども課長（梅田浩二君） お手元の資料5を御覧ください。

今渡北小学校キッズクラブの専用教室増設について説明をさせていただきます。

まず、増設に至る背景でございますが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正によりまして、第1学年を除く公立小学校の学級編制の標準が令和3年度から5年間かけて計画的に40人から35人に引き下げられることになりました。ちなみに第1学年については既に法改正がなされており、35人学級が導入済みとなっております。

なお、岐阜県内の公立小学校におきましては、県独自の対策として既に小学校第3学年までを35人学級としておりますので、令和3年度から3年間かけて小学校第4学年から第6学年までを35人学級とする予定でございます。

このような状況の中、今渡北小学校キッズクラブは現在定員110名の専用教室とプレハブ校舎内がございます教室を利用し、運営をしております。

一方、資料中段にございます表のとおり、住民基本台帳を基にした推計では、今渡北小学校は令和5年度には学級数が32となる見込みであり、プレハブ校舎内の教室を普通教室に転用せざるを得ない状況となっております。このような状況を踏まえつつ、キッズクラブでの待機児童を発生させないため、今渡北小学校キッズクラブの専用教室を増設したいと考えております。

なお、建築等の詳細につきましては現在検討中のため、あくまで予定でございますが、設置場所は現在の専用教室のすぐ西隣を予定しております。また、規模につきましては定員80名の施設を予定しており、通年の入室希望者には対応可能と考えております。また、夏休み等の長期休暇時につきましては、長期入室者が加わることで専用教室のみでは対応できない

可能性もございますので、学校施設の一部をお借りする方向で現在調整を進めているところでございます。

今後の予定でございますが、令和5年度の供用開始から逆算いたしますと、令和4年度中に工事に着工し、工事を完了させる必要がございますので、今年度、令和3年度中に規模、建築工法、これはプレハブ工法、在来工法等の検討及び決定をした上で、9月議会に実施設計に係る補正予算を提出するとともに、その後工事の実施設計、令和4年度当初予算への工事費の計上等を行っていく予定でございます。

ただし、プレハブ工法を採用する場合につきましては、職員で設計対応する可能性がございますので、その場合は今年度9月議会には補正予算を提出しない見込みでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、この件について質疑のある方。ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件については終了といたします。

次に、報告事項2. 「今後の兼山小学校を考える」保護者アンケートの結果についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（渡辺勝彦君） それでは、報告事項の(2)「今後の兼山小学校を考える」保護者アンケートの結果について報告させていただきます。

この件につきましては、昨年度の2月に開催されました教育福祉委員会で、兼山小学校の児童が減少しており、場合によっては近いうちに複式学級になる可能性があるというような報告をさせていただきました。また、こうした状況を受けて、3月に保護者説明会を開催することや、保護者アンケートを実施することも御報告させていただいたところです。本日は保護者アンケートの結果について、取り急ぎまとめましたので御報告させていただきます。

詳細については、教育総務課長から御説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○教育総務課長（石原雅行君） 資料ナンバー6を御覧ください。

目的は、保護者の率直な意見、考えを聞き、今後検討する際の参考とするものです。

対象者は、兼山小学校在校生の保護者と、今後兼山小学校に就学する見込みの保護者です。

59世帯にアンケートを4月28日に配付し、5月20日までに回答していただくようお願いしました。回収率は33世帯から回答いただき、55.9%でした。このうち、小学生のいる世帯の保護者は66.7%と高く、未就学だけの子を持つ保護者は29.4%と低かったです。

回答結果ですが、質問はシンプルに2問だけとしました。1問は、あなたのお子さんは未就学ですか、1年生から3年生ですか、4年生から6年生ですかという状況を聞くものです。

2問目は、資料に書いてありますとおり、今後兼山小学校の児童数が減少し、複式学級となることや学校統合を検討することなどが考えられますが、お子様にとってどの方法がよいと考えますか。次の1または2から1つ選んで丸をつけ、理由をお書きください。1. 複式学級となっても兼山小学校で学ぶ（学校統合をしない）、2. 学校統合を検討する。結果と

しては、1の兼山小学校で学ぶが25で、全体の75.8%でした。2の統合を検討するは7で、21.2%でした。

選んだ理由を書く欄を設けましたが、ほとんどの方が理由を書いていただきました。提出していただいた方の真剣さが伝わってきました。意見に書いてありますとおり、多いものを紹介させていただきます。

1と回答した保護者の意見は、兼山のよさを上げる意見が13件でした。なれ親しんだ兼山の学校で学ばせてあげたい、生活している地域の学校で学ばせたい、兼山のことを調べたり学んで大切にしていってほしいなどの意見がありました。通学の負担が増えるなど、通学に関する意見が11件ありました。スクールバスで通うことになると不便、帰りのバス停から1人になるのは不安、歩いて通って体力をつけてほしいなどの意見がありました。

一方、2の学校統合を検討すると回答した保護者の意見は、多くの同学年の子と関わってほしいなど人数に関する意見が5件、学習が遅れることへの不安など学習に関する意見が5件ありました。

今後の方向性については、学校規模適正化に関する基本方針に基づき、児童やその保護者の意向を優先して考え、子供たちのよりよい教育環境という視点で学校関係者などと協力しながら検討していきます。近いうちに市長と教育委員会の協議であります総合教育会議を開催し、意見交換を考えています。また決まり次第、議員への案内をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

また、このアンケート結果は本日保護者や学校評議員へ発送する予定です。以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に対する質疑を行います。

○委員（山根一男君） 意見の中に複式学級を回避する方法とか、何か言っていましたね。市内のほかのところから募集することも可能だというようなこととか、そういったことは一切説明はされてない、あるいはそういう意見も何もなかったのでしょうか。そこまで行っていないということですかね。

○教育総務課長（石原雅行君） 意見の中に、小規模特認校のことだと思いますが、まずはこのままで、もっと子供たちが減ってきたらまずは小規模特認校にしてほしいとか、そういう意見も中にはありました。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（伊藤健二君） 今の山根委員の質問と連動というか、考え方を確かめたいんだけど、いわゆる複式学級なるものはこれこれしかじかこういうふうにして運営するんだよ、子供にとってのメリット・デメリット、こんなこともあるよと。また、教師側にも同様にこれこれしかじかだというのを説明する。もう一つは、学校統合というのはどういうイメージなのか。もちろん今2つ以上あるものが別の地、もしくはどっちかに寄せられるということで、兼山で起きている事態は、兼山の子供が絶対数が小さくなってきておるので、兼山小がどこかに吸収統合されるというイメージまでは分かると思うけれども、それが可児市内なのか、近場

の広見辺りなのかとかいうような、いわゆる想定されるイメージが説明されてきたんでしょうか、これまで。それが一定程度された上でアンケートを取って、そのアンケートに貴重な親の気持ちが反映されていると思うんですが、その辺についてちょっと知りたいんですけど、どうでしょうか。

○教育総務課長（石原雅行君） 3月14日に開催しました保護者説明会で出席を多くの方にしていただいたんですが、そのときには質問も出まして、伏見小学校ですね、近いところには行けませんかというようなことの意味が、出席された方は御存じだと思うんですが、そういう意見がありました。そのときに、今その説明会の時点では全くの中立の段階ですので、まだ未定です。ただし、教育委員会としては可児市の教育を受けていただきたいと思いますのでというような、できれば可児市の学校で学んでほしいという話はさせていただきました。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（中野喜一君） 59世帯にアンケートを配付したということなんですけれども、ブラジル人の世帯はそのうち何世帯あったのかということと、あと回答の内容ですね。日本人の世帯と大きな違いがあったのかなかったのか、ちょっと教えてください。

○教育総務課長（石原雅行君） 外国人で日本語の分かる方が数人いるので何ともはっきりと言えない部分があるんですが、日本語が分からない方に対してはポルトガル語で通訳したアンケートを8世帯に配らせていただきました。うち1世帯回答がありました。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかにこの件について質疑ございますか。

○副委員長（松尾和樹君） 御説明ありがとうございます。

今後の方向性についての確認なんですけれども、児童やその保護者の意向を優先ということを再三言われていると思うんですが、この考え方についてちょっとお聞かせいただきたいんですけど、というのは例えばですけど、一つの考え方として問2の回答で、兼山小で学ぶというところ、75.8%という数字があるということは、客観的に見て多くの方が兼山小で引き続き学びたいという意向を示しているのかなというふうに分かるんですけど、その辺りどのように考えられているのか教えてください。

○教育総務課長（石原雅行君） 今の時点、このアンケートとしては兼山小で学ぶということは75.8%という数字が出ておりますので、この数字は尊重しなければならないと考えておりますが、これについてはまた教育委員とか今後関係者の方と、まだ結果を配付して協議をしておりますので、その点についてはまた今後協議していきたいと考えております。以上です。

○副委員長（松尾和樹君） 承知しました。

それから、今の75.8%という数字なんですけれども、そもそも全体が59世帯で、そのうち回答している方が33世帯で、回収率が55.9%ですね。そうすると、未回答の26世帯も足していくと、兼山小で学びたい25世帯というのが、59分の25だから半分よりも少なくなるわけですね。そうすると、この未回答という数字も見逃せないと思うんですけど、回答しない

というのも一つの意見かもしれないんですが、この未回答の方々に対する考え方はどのようにお持ちですか。

○教育総務課長（石原雅行君） これについても、また関係者の方と協議をしていきたいと思っています。大事な部分だとは考えておりますので、お願いします。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（山根一男君） もう一点確認ですけれども、未就学児と書かれています。これゼロ歳児からですかね。どこまでの数かということと、ここの回答の5の中で、兼山小で学ぶという比率まで分かりますか。

○教育総務課長（石原雅行君） ゼロ歳児から、この発送した1週間ぐらい前に生まれた人全てに送っております。

数字は未就学だけというのはつかんではおりますが、ちょっと今数字自体は出ませんので待ってください。

○教育委員会事務局長（渡辺勝彦君） 今回回答があって、同じものを保護者の方にもお出しするというので今回皆さんにお返ししていますので、これ以上の細かいものというのは今後どういうふうにしていくかというのはまた検討の中に入りますので、現段階ではそこまで出していないということです。

○教育総務課長（石原雅行君） すみません、お待たせしました。

未就学の子のみを持つ保護者というのは、兼山で学ぶが4、統合を検討が1です。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございますか。

○委員（伊藤健二君） すみません、質疑じゃなくて要請ですけれども、可児市としてみれば初めての教育環境上の事態に今後立ち至っていくだろうということです。こういうことはたくさん起こるかどうかというのは分かりませんが、最初にして相当いろんな課題を乗り越えていかなきゃいけない。要請したいのは、回収率を見ても、回答が33で未回答が26ですよね。もっと大げさに言うとあまり大差ないですよ。半分半分だという言い方もできるぐらいで、それはないだろうとは思いますが、未回答26がどうしてそうなっているかというのは、なかなかいろんな問題があるだろうと推測はできます。

だけど、地域はそんなに大きくないし、あそこにはかつての町営住宅もあり、またそれを整理統合して新たにそこに定住しようとする人もいるわけですから、いろんな思いであそこに今住まっている人たち、そして生まれたばかりの子供も含めて、その親を未就学の部分では対象にしているということもあって構造も複雑ですので、基本的には未回答は極力ゼロにしていくという立場で、こちらが今考えていること、あるいは説明したいこと、そして市民の側でどういう点で返事をせずに未回答なのかというのは、やっぱり市の側から積極的にアプローチをして把握をしてもらおう。その努力だけは一貫して続けてもらいたいというふうに思います。その上で適切な期間、教育委員会をはじめとして適切なところで判断をしていく時期というのがいろいろ出てくると思うんだけど、住民の意向も基本的には最優先しながら

考えていくという立場だそうなので、それは大いに賛成ですから、その上では未回答部分については極力把握に努めていくという点での努力をお願いをしたいという点であります。よろしくをお願いします。

○教育委員会事務局長（渡辺勝彦君） 伊藤委員のおっしゃるのはもっともな話ですので、我々としても該当する未就学の子も含めて、自分のこととしてしっかり考えていただくというのが一番大事なことだなというふうには思っています。

ただ、3月にも説明会を開催して声をかけてやって、そこで集まってきていただいて、アンケートもこういった形です。このアンケートの結果を見ても、やはりまだ未就学の回答率が低いので、そこがまだ実感として感じていらっしやらないのかなというのは思いますので、そういったところにかにこういった状況をお届けして考えていただくかということは教育委員会としても進めていく大事なことだと思っておりますので、そういった方向で教育委員の皆さんにも事務局としては説明していきたいというふうに思っております。

○委員（山根一男君） 今に関連しまして、アンケートの配付方法ですけれども、1年生から6年生のほうですけれども、これは郵送ですか。それとも児童に持たせたとか、どちらなんですかね。

○教育総務課長（石原雅行君） 在校生については学校を通じて配付してもらいました。未就学の子については郵送させていただきました。

回答については、全て切手を貼らずに返信してもらおうという形で、あるいは学校に届けてもらってもいいですよというふうにはしてありますが、ポストに入れてくださいというふうにしてあります。以上です。

○委員長（板津博之君） 最後に私からちょっと。ちょうど教育委員会事務局長のお話もあったんですけど、私このアンケートの結果を見ると、保護者の方も、もちろん未就学の子の保護者の方は特に意識というか危機意識、そういう言い方はちょっとどうかとは思いますが、まだそんなに大丈夫かなという思いがあるのかなと思うので、確認なんですけど、3月の説明会、たしか傍聴者のほうが多かったような感覚があったんですけど、何人来てみえたかってデータは今お分かりになりますか。分からなければ後ほど結構です。たしかそんなにいなかったような気がするんですが。

○教育総務課長（石原雅行君） 保護者27名です。全体としましては45.8%の出席率でした。在校児童の保護者がうち22名、未就学児童の保護者が5名です。うち外国籍児童の保護者が4名でした。以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

ということで、そういうまだ状況なのかなということもありますので、また今後総合教育会議でも市長と教育委員会の方と話をされるということですので、またその結果も受けて、今後の委員会の話になってきますけれども、委員会としてもこの問題は十分見守っていくとか注視していきたいというふうに思いますので、執行部の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、この件については発言よかったですね、ほかの委員さん。

[挙手する者なし]

終了といたします。

次に、報告事項3. 可児市ICT教育の状況についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○**教育委員会事務局長（渡辺勝彦君）** それでは、報告事項の(3)可児市ICT教育の状況について報告をさせていただきます。

この件につきましても、昨年度より国のGIGAスクール構想に基づきまして、国庫補助を受けながら校内LAN整備や児童・生徒1人1台タブレットの整備を行ってまいりました。今年度はその活用について進めているところですが、これまでの状況や今後の見通しについて、現段階での状況について御説明をさせていただきます。

詳細につきましては、学校教育課長から御説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○**学校教育課長（今井竜生君）** よろしく申し上げます。

資料ナンバー7を御覧ください。

現在の状況ですけれども、流れとしましては3月から4月、5月が全体を整える段階ということになります。3月にタブレットのほうは配備をさせていただいています。4、5月は整える段階ということで、例えば動作の確認であったりとか、それから通信環境の確認を行ってきました。それから、保護者の理解、協力を得るために文書の配付を行いました。これは例えば活用のルールであったりとか、それから誓約書等をお渡しして保護者に理解していただくものでありました。それから、5月にはICT担当者会議ということで、学校のICT担当を集めまして、実際に使ってみたときにどんなことが起こったかとか、それからどんなことが問題になってきたかという意見をいただいて質問対応するというようなことを教育委員会で行いました。6月なんですけれども、だんだん子供たちも活用していく、慣れていくということに入っております。実際の様子を通信であったりとかホームページに示されていまして、それを御説明させていただきます。

お手元に資料としてまとめたものがございます。よろしく申し上げます。

例えば春里小学校の5月の学校報ですけれども、その中段の辺りにタブレットを使っていますということで、子供たちは撮影した画像を見ながら交流をしていますということも書かれています。それから、下のところには文部科学省大臣メッセージというところから抜粋して、タブレットを使っていくことがこれから当たり前になっていきますよということを保護者の方にも伝えていきます。

1枚めくっていただいて、今渡北小学校の資料です。これはICTの活用ということで教頭が出したものでなんですけれども、ここでは例えば外国語の学習でQRコードを読み取って、英語の発音を実際聞いてみるということも行っています。それから、算数等の個別学習で行ったり、1年生を迎える会の行事でそれを利用したりということをした報告をしています。

次のページは旭小学校です。これは旭小日記ということで、ホームページに教頭が中心に

なって上げているものなんですけれども、ここでは6年生の社会科の学習でタブレットを使って調べ学習をしているところが表されています。

1枚めくっていただきます。

広陵中学校のホームページです。ここでは国語の学習で語句調べをしたということが載っています。広陵中学校はこれ以外にも、例えば社会科で自分の考えをタブレットに打ち込んで、それを先生方が個々の考えを把握したりということに使ったりとか、それから理科で実験データを個々が打ち込んで、全体がそれを見て分析できるというようなことも行っていました。

一番最後の紙になりますけれども、これも広陵中学校なんですけれども、相談室、学校に来づらい子たちが相談室に通っていることもあるんですけれども、その子たちと実際の教室をつないで授業をやってみたということを資料として頂いています。

そのほかにも学校では、例えば教室同士をつないで生徒会の話し合いを行ったりとかというような事例も今報告されていますので、いろいろなやり方、または例えば教科によって使い方の違いがありますので、そういうことを実践しながら情報を交流しているところです。

1枚目に戻っていただいて、先ほどの横長のシートを御覧ください。

今後なんですけれども、例えば6、7月には実際持ち帰るとなると、またいろいろ問題が出てきたりとか、クリアしなきゃいけない課題が出てくると思いますので、持ち帰りテスト行って環境整備を整えていくということをしていきたいと思っています。それから、8月には実際時間が多分取れると思いますので、研修を行っていきます。そこには外部講師を招いて、例えばSKYMENUというものがありますけれども、それを使ってどんなことができるかというようなことも先生たちが学ぶ時間にしたいと思っています。今後9月以降はどんどん活用が進んでいきますし、上から2つ目、3つ目にありますが、教室にプロジェクター、大型モニターが整備されていきますので、個々の端末だけではなく、それを使って今度全体でプロジェクターに示しながら黒板でそれを使った授業ができるかということが進んでいくと思います。

今後、児童生徒というところ、真ん中辺にありますが、その横を見ていただきますと、目標としてはインターネットの活用、それからQRコードを使って教科書の資料を見るようなこと、それから写真や動画の撮影を行うこと、プレゼンテーションの作成を行うこと等を目標にしています。ただし、これについては学年による発達段階の差が大きいので、例えば中学生、それから小学校の高学年では今示したようなことができると思いますが、低学年においてはもう少し簡単などころの実際の動きになってくると思っています。また、実践をしてみても御報告させていただきたいと思っています。以上です。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について質疑のある方。

○委員（伊藤健二君） ICT教育に関わって親が経済的に負担する対象物というのはあるのでしょうかという問合せなんですけど、この表の6月からはインターネット活用が載っており

まして、持ち帰りテストとか持ち帰りテスト環境整備等々があつて、ポケットWi-Fiの貸出しというメモもあるんで、一部は貸出しをしてもらえらると思うんだけど、基本的に親が経済的に負担する、自前で用意しなきゃいけないものというのは、最小限度、これだけは親がお願いしたいというのはあるんでしょうか。

○学校教育課長（今井竜生君） 先ほど保護者の方に文書を配ったというお話をさせていただいたんですけど、その中に、利用者は貸与物品の使用に当たり、次に掲げる経費を負担しなければならないということを述べています。1つは在籍する小・中学校以外の場所における貸与物品の充電に係る費用、充電費ということです。それから、学校以外のインターネット通信に係る経費、通信費というものは保護者負担になってきます。以上です。

○委員（伊藤健二君） そうすると、電気代と通信、ソフト代とか通信料なんだけど、器材的なものではないということであるということなんで、ある教育関連の新聞を見ていたら、就学援助連動でGIGAスクール構想に伴ってICT教育の補助金も制度化されておるんですよね。ですから、今就学援助を受けている親に対しては該当が一定定額で援助がされているというふうに理解してよろしいですか。現状として既に。

○学校教育課長（今井竜生君） 今のところはそれはないということです。Wi-Fiについては、先ほど議員もおっしゃっていただきましたが、対応のことを考えておりますので、どの方に貸すかということはこれから決めていくところでございます。以上です。

○委員（川合敏己君） 御説明ありがとうございます。

今の家庭内の環境についてなんですけれども、基本的に持ち帰りをしたときに全ての家庭においてインターネットができるような環境の整備は進みつつあるということによろしかったですか。

○学校教育課長（今井竜生君） 家庭のということですか。前年度のところでアンケートをしましたところ、ほとんどの家庭が通信環境は整えられるということでありました。そこで対応してもらえらると思いますけれども、その確認も含めてテストをしていかなくちゃいけないと思っております。以上です。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

あと、今回ちょっと各学校の様子を今拝見させていただきました。早いところは5月の上旬ぐらいから始めているような記事も載っているんですけども、学校ごとにある程度の足並みというのはそろっているんでしょうか。

○学校教育課長（今井竜生君） 今それぞれが工夫して進めているところですので、全く同じような歩みをしているということではございません。それから、例えば中学校でいうと子供たちがある程度慣れておりますので、使いやすさもありまして、配ればすぐ使っていけるようなところはあります。

ただ、使い方については、先ほども申しましたが、ICT担当者会とかということで、こんな使い方ができるよというようなことは交流をしておりますし、それから教育研究所の所員が学校へ出向いて講習をしております。こんな使い方できますよということで広めてお

りますので、それを進めていくことである程度の足並みはそろっていくと思います。以上です。

○委員（川合敏己君） 特に環境整備は進めてきたんですけど、課題、トラブル等はございませんか。

○学校教育課長（今井竜生君） やっぱり初めるときには、先ほど環境を整えるというところの話をしました。やっぱり実際端末をスタートさせてみますと不具合もありましたので、それについてはそれぞれ学校教育課の職員が出向いて対応しております。

それから、これは笑い話じゃないんですけど、小学生の低学年はローマ字をまだ習っておりませんので、例えばキーワードで可児市とかと打たなきゃいけないときに、それがなかなか打てないとか、そんなような出だしでつまずいてしまうようなところはありまして、全員が同じように使うというのはなかなか難しいことだなと思っています。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（山根一男君） 5月のところの誓約書という内容をちょっと知りたいのと、現時点では持ち帰りはしていないということなんですけど、それは自由なのか禁止なのか、あるいは6月のテストが終わった後は可能なのか、夏休みはどうするのかとか。

あと、もう一つ、壊した場合、壊れた場合、いろいろとあると思うんですけども、その場合の補償とか家庭での責任の度合いとか、それは誓約書にあるんだかどうか分かりませんが、その辺のことをちょっと教えていただけますか。

○学校教育課長（今井竜生君） 現在のところは、まだ持ち帰りをしておりません。まずは授業で使うことで、子供たちが機器に慣れるということが大事かなと思いますし、何ができるかということを経験して子供たちも分からないといけないというふうに思っています。

今補償について御質問があったと思いますが、補償対象外となる主な事項は地震、噴火、津波等、故意によるもの、異物混入、紛失、置き忘れ、汚れ、かすり傷等になります。ただ、それが故意であるかどうかということについては判断があると思いますので、貸与規定に沿って判断した上、補償できるものについては無償で対応していくということになっています。以上です。

○委員長（板津博之君） 誓約書のほうはよかったですか。学校教育課長、誓約書の内容、山根委員、そういうことで。

○委員（山根一男君） そうですね、何が誓約されたのかとか。

○学校教育課長（今井竜生君） タブレット等に関わる誓約書ということで、保護者の方から学校長に向けてということを出しております。利用者のお名前、それから利用者が在籍の学校名、タブレット番号、それぞれ個人にひもづけがありますので、どの端末が誰のものかということです。それから、保護者の住所、氏名等が載っております。以上です。

○委員（山根一男君） そういうことを誓約書というんですか。何を誓約したわけなんですか。それを預かるという誓約ですか。

○学校教育課長（今井竜生君） それに関わる遵守事項というのがございまして、それを見て

いただいて、それに対する誓約書です。ごめんなさい。

○委員長（板津博之君） ほかに。

○委員（中野喜一君） 現場の教職員で、やはりICTが苦手だという職員がいるとは思いますが、そういう方々というのはこの予定表から見ると、5月の末時点で大丈夫になっているということで、そういう理解でよろしいですか。

○学校教育課長（今井竜生君） おっしゃっていただいたとおり、やっぱり得意不得意はありますので、例えば使う場合に学年の先生方と連携して使い方を研究したりとかすることはしております。それから、先ほど申しましたICTの担当者、得意な者がおりますので、その方から例えば使い方を習ったりとかということにはしています。まだまだ学校の先生方も勉強している状態で、使い方についても。この時点で完璧であるということにはなかなか言えませんので、このアプリとか、例えば使えるものについてはどんなことができるかなというのを試しながらやっているところではあります。以上です。

○委員（中野喜一君） 非常に初歩的な質問で申し訳ないんですけども、アプリとかを活用するのは難しいんですか。

○学校教育課長（今井竜生君） 苦手得手があるとは思いますが、子供たちも使えるものを使っておりますので、実際やってみれば子供たち、この前も広陵中学校とか行って実際に子供たちがやっている様子を見ますと、かなり自分たちの思いよりも進んでいると思います。ですから、子供って本当にやりながら学んでいくところも多いかなというふうに思っています。以上です。

○副委員長（松尾和樹君） 今、中野委員の質問に関連するんですけども、まず自分はこのICT教育というのが進むということは非常にいいことだと思っています。

昨日なんですけど、ちょうど中学校2年生の私の息子がQRコードを活用ということで、教科書についているQRコードを自宅のiPadで読み込んで、お父さんお父さん、すごいわこれという感じで見せてくれて、外国人なのかな、読んでいる人は。英語を読み上げてくれるんですね。発音も当然ですけどすごくよくて、それと教科書の本文を息子が一緒になって読んでいて、すごくいい教育だなあなんていうことを思ったんですね。ICT、タブレットというのは、それを使うことが目的じゃなくて、手段だというふうには思っているんですけども、そうするとその使い方というのが非常に大事というところで、このICT教育担当者研修という部分に関してなんですけど、得意な方というのはどんどん伸びていくからいいと思います。今までの御説明ですと、各学校に得意な先生がいるから、その得意な先生が全体のレベルを引き上げていくというようなお話だったと思うんですけども、一方で得意じゃない方だけを集めている研修というものも必要なような気がしているんですけども、その辺りの考え方について伺いできますでしょうか。

○学校教育課長（今井竜生君） おっしゃるとおりで、やっぱり得手不得手がありますし、難しい部分はあると思います。

それで、先ほども申しましたけれども、出張のような形で教育研究所の所員も学校に出向

いて使い方を講座というか、やってくれることもあります。そうすると全員の方に伝えたりとか、それから学校によっては学年の方、教科の方というふうになるかと思えますけれども、その使い方の教える場はあると思えますし、それから先ほども申しましたが8月には外部講師の研修というのも全体で持ちますので、各学校でそれをやっていただくことで、全体のレベルも上げていけるかなというふうに考えております。ですから、何度も何度もやっぱりやっていかないと教員のレベルも伸びていかないというふうに思えますので、研修の場を何度か持ちながら進めていきたいというふうに思っています。以上です。

○副委員長（松尾和樹君） では、ちょっと議会でのタブレット端末利用の研修をしたときのお話を参考にさせていただきたいと思うのでお話しさせていただきたいんですけど、議会で議員22名います、この22名の議員がやはりタブレット端末が得意な議員とそうでない議員がいて、この22人の中でも理解度というか、そういったものが随分違いました。ですが、その22人全員に合わせて同じ講座を実施したんですね。そうすると、その講座は22人が分かるように設定してある講座なので、既にそのことが分かっている議員にとっては、そこで学ぶことというのはそんなに多くはなかったです。そうすると、やはり理解度に合わせた人を集めて、その理解度に合わせた研修をしていくことが結局時間的にも、それから研修を受ける先生方にとっても有益になるというふうに私は感じております。以上です。

○学校教育課長（今井竜生君） ありがとうございます。

例えば以前でいうとパソコン講座とかで、例えば初級、中級、上級とかという形で学ぶ場があったのが、多分今のお話ともつながると思います。ですから、今おっしゃったことも踏まえまして研修の場はつくらないといけないなというふうに考えます。ありがとうございます。

○委員（中野喜一君） 私もICT機器の操作は非常に苦手なんで、教員の方でもやっぱり苦手な方に講習を開いて覚えてねというのもいいんですけども、ピンポイントできっちりとマンツーマンについてやるとか、そういう体制を取っていただけると理解度のない人にとっては非常にありがたいんですけども、そういう対策というのは検討はされているんでしょうか。

○学校教育課長（今井竜生君） 今教えていただきましたので、個々の対応ということも考えていかなくちゃいけないと思います。ありがとうございます。

○委員長（板津博之君） ほかに御意見ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

以降の議事は委員のみで協議いたしますので、執行部の方は退席いただいて結構です。ありがとうございました。お疲れさまでした。

委員の皆さんにつきましても、10分間の休憩を取りますので、10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時38分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

協議事項の1つ目ですけれども、民生・児童委員からの意見についてを議題といたします。実は今回教育福祉委員会としまして、当初は懇談会を再三やる予定だったんですけど新型コロナウイルス感染症の影響で流れ流れて、ひいては議会報告会を民生・児童委員との懇談会という形でやる予定であったものも御案内のとおり中止になってしまったということで、私のほうから民生児童委員連絡協議会の会長にお願いをして、それぞれの民生児童委員協議会のほうにこのコロナ禍での活動なりで困っていることだとか、市なり議会のほうに何か御意見があればということで御依頼をしまして、原本は今ここに手元にありますが、これぐらい来ております。それをまとめたものが今皆さんのお手元にある委員会資料の8というやつですけれども、事前に配付させていただいておりますので見ていただければ分かるんですけども、やはり民生・児童委員は大変御苦労されておるなというのはこれを見ても分かるんですけど、コロナ禍でなかなか電話だけではちょっと状況が把握し切れないだとか、あとやっぱり70代、80代の方が活動がなくなって元気がないとか、そういった御意見が多かったように思います。全てについてはちょっと申し上げられませんが、皆さん見ていただいて、基本的にはうちの委員会の任期も今回の定例会で終わりますし、8月までですので、このいただいた意見を今後どう反映していくかということになるわけですけれども、基本的にはこの後行う次期委員会への引継ぎ事項に反映させたいというふうには考えております。

ほかの総務企画委員会、それから建設市民委員会、私も見させてもらいましたけれども、本来は何かお返しをするというのが議会としての使命だとは思いますが、ほかの委員会もなかなかそこまで明確にはできてなくて、基本的には委員会の引継ぎ事項に反映させるということで取り扱ってみえるようです。議会として、全体としてどうするかはまた議会運営委員会のほうでも話をするようになるかと思っておりますけれども、今日この委員会におきましては次の引継ぎ事項に反映させるということで進めたいと思いますが、何かそれについてというか、それも含めて、これを読んで感じたこととか、そういったことでも結構ですので自由に御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（勝野正規君） 今、委員長の言われたとおり、我々と今の現状の委員としては共通認識として読みおいていくということで、次期委員会へ引き継ぐということよろしいかと思えます。

ただ、2点だけ重要なことかなと思ったのは、1枚目の中段の広見地区、これ我々議会からも言っておるんですけども、要は地域の感染状況の最低限の報告があってもいいよというのは、これよく伊左次部長なんかは県の報告しかないので分かりませんというけど、本当に分からんのかなと思って、例えば14自治連合会単位でいいもんで、そういう情報は今さら遅いかもしれんけれども、欲しいなというのは地域の方からもよく聞かれるというのが現状ある。

あと、一番最終ページのところで、土田地区の3行目、議会の皆様に御理解をお願いしたい。要は民生・児童委員、平素もそうやけど、コロナ禍でもそうなんだけれども、コロナ禍を機会に相当重労働、重荷になっているんで、いろんな負担を減らしてくれよということを書いておられるのかなと思ったんで、これは議会として理解を、議会がどうすることもできんと思う範疇なんだけれども、民生・児童委員の熱い思いが語ってあるかなと思いました。だから、手法としては委員長のおっしゃったとおりでよろしいかと思います。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

本来であれば、やっぱり民生・児童委員と直接顔を合わせてこういった御意見をお聞きしたかったですけれども、それがかなわなかったんで、今、勝野委員が言われたようなことですね。やっぱり議会に対しても理解していただきたいというような御意見もありますので、そういった何か御意見あれば。

○委員（山根一男君） 本当に丁寧に書かれておまして、精読はまだできていないので申し訳ないんですけども、過去の委員会の指摘があつて幾つか議会として対処していくべきこともあるかと思ひまして、もう少し整理した上で最低限現委員長から民生・児童委員の代表の方とかにこういう話合いを持って、こういうことでしたということは今の代で、申し送りではなくて、やったほうがいいんじゃないかと私は思いますけど、いかがでしょうか。

○委員長（板津博之君） 恐らく広聴部会長としての意見と申すけれども、これはこの委員会だけでなく、たまたま今後ろに総務企画委員会の正・副委員長が傍聴されていますけれども、3常任含めて、ほかにも消防団だとか、また多文化共生の国際交流協会からも意見をいただいているようなので、私も山根委員のおっしゃられるとおり、こういった形でお返しするかというのが非常に、ただこれ1委員会ではなかなか判断できない部分もあるので、何かしら議会として答えなり反応していかないといけないなと思っておりますので、それはちょっと今後の例えば議会運営委員会なり広聴部会のほうでどうするかということは決めていなくちゃいけないんじゃないかなと思います。意見として伺っておきます。

ほかにはいかがですか。

○委員（川合敏己君） 委員長おっしゃられたように、広聴部会での話にもなってくるんだと思うんですけど、この教育福祉委員会の中ではやっぱりこういういろいろな細かい事例もありますけれども、コロナ禍における対応というのは難しいものがあるんだということを理解しながら、ちょっと引継ぎ事項はどうなっているかなと思って、次のあれに入っちゃうとまずいんですけど、そこにどうも委員長がそれを配慮した上で追加していますよね。そういう形で委員会としてはこういった書かれているものを参考にしながら、注視をしていくような体制が申し送ればいいのかというふうには思います。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

実はそういうこともあつて、昨日急遽私のほうで勝手に独断で引継ぎ事項に加えさせていただいたということもありますので、ちょっとその話にも移りましたんで、一旦これは終了

として次に移らせてもらってもよろしいでしょうか。

○委員（伊藤健二君） 意見のまとめで、率直な意見があつて、これをあれもこれもみんな議会のほうに投げかけてもらえたのは、議会活動が民生・児童委員の皆さんから見て聞いてほしいという思いの表れなんですよ。ある意味ちょっと短絡的に言えば、議会の側が頼りにされているというふうにも見れるんです。

それは内容を見てみると、確かにそうなんです。南帷子地区でいくと、高齢者の医者通い等の移動手段について対策を考えてほしい。議会に言えば即解決するという話では決してなくて、公共交通だとか助け合い運動だとかアッシー君運動だとか、いろんな自発的、自主的な住民のよりよい地域社会、地域生活を送りたいけど、その一つの方法論として提起されている問題もありますし、さっき紹介された最後の土田地区の議会の皆様の理解というものもあったけど、その下にメンバーの人探し、新委員、特にほかの地区へ行くと若い人が入れ替わっていかんと民生・児童委員がもたないよという話まで含めて出ています。そして、最後に僕も今気になっているのは土田地区で休日の何らかの対応というのを地域包括支援センターに対策を取れるようにしてほしいという、結構差し迫った問題がこうやって提起されているんで、議会でどういう解決を図るかというふうにはならないけれども、問題の方向性と解決策、あるいは検討をすべきテーマとしての課題を浮き上がらせてくれている側面があるんで、これについて何らかのやっぱり対策をピックアップして、問題として市行政に対して投げかけていくという入り口にはなっていると思うんです。それについて議会が受け止めた、はいと終わるんじゃなくて、そこから先をどうしていくかという課題として考えてほしいと思う。

特に独り暮らしとか高齢者2人世帯があつて、そのうちのお一方が認知症等で急激に悪化したりすると、久しぶりに訪れた子供世帯が、うちの親が突然容体が悪くなって、どこをどうしたらいいんだといって電話してきたけど、対応をお願いしておった地域包括支援センターが土・日でお休みで回っていかないという話があるわけですよ。そんなことも対応できない息子たちでは頼りないなという話ではなくて、そういうときに入り口となる何らかの対策を取ってほしいというのは、現実的にこの間経験した例でいえばあるんですよ。

だから、どこから糸口を、一遍にいかないけれども、解決への糸口となるルートを開くかという点で、現場に寄り添った対策の課題とか方向性について、議会がというか、個々の議員が地域社会と密接につながっているんで、そこはいろんな知恵があると思うから、そういうものを把握して全体に投げかけつつ、例えばこの地域包括支援センターの休日・夜間の対策についてどうする、緊急通報システムだけで対応できているのかどうなのかという隙間を埋めていく作業が要るんじゃないかという問題。

あとは交通手段の問題があつたけど、コロナ禍の下で医者通いの問題については単純ではないけど、こういうことについては市民運動も徐々に起きてきよる状況があるんで、そういう運動を全市的に広げたり、そういう有用な人種の取組を紹介し広げていってあげるような援助ができないものか。そこら辺についてももう一步踏み込んで、この結果を生かしていくこ

とが必要じゃないかなというふうに思いました。ちょっと一方的な発言で申し訳ないけれども。

○委員長（板津博之君） 実は今、伊藤健二委員がおっしゃられたことも全て私、事前にそういう意見が出るだろうなということで引継ぎ事項に範囲を広めて収まるような文言に変えたつもりなので、ごめんなさい、これも一方的に委員長権限で次の引継ぎ事項に移らせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

また、そんな中で今の御意見も受けて、もうちょっとここはこういうことも書き込んだほうがいいんじゃないかということであれば、次のところでお聞きしたいと思いますので、すみません、じゃあ次の次期委員会への引継ぎについてを議題としたいと思います。

議会基本条例第11条第4項による次期常任委員会へ引き継ぐ所管事務調査及び政策提案の内容について取りまとめを行いたいと思います。

引継ぎ事項につきましては、委員長、副委員長で取りまとめを行い、議会運営委員会に報告を行うこととなっております。改選後の教育福祉委員会に対して引き継ぐべき課題につきまして委員長案をお示しし、今させていただきますけれども、ほかに御意見がありましたらお願いしますという流れになるんですけど、まず私のほうから少し説明をさせていただきますと思います。

前委員会から引き継いだものとしましては、実は地域包括ケアシステムの推進についてということと、子供たちの教育環境の確保についてという、ちょっと簡潔な項目でありましたので、私のほうで1つ目といたしましては、地域包括ケアシステムの推進については在宅介護、それから在宅医療がスムーズに進展するよう注視するとともに、調査研究を行っていくことということにさせていただいております。先ほど伊藤健二委員おっしゃられたように、やっぱり交通弱者の問題もあるので、今後はやはり在宅での介護とか、国のほうではもう法改正してオンラインで診療もできるというようなことも考えておられるようですけども、在宅医療というのがスムーズに進展していくようにこの委員会でも調査研究を行っていくことにさせていただいております。

2つ目の子供たちの教育環境の確保についてということですが、これはやはり先ほどの報告でもありましたけれども、GIGAスクール構想に基づいて現在全国的に行われておるICT機器を活用した学習について、今後もしっかりと注視していく必要があるということと、やはり兼山小学校の複式学級の件は、先ほど伊藤健二委員からもありましたけれども、一兼山小学校だけの問題ではないんだよという問題意識で、今後これについても注視していくことが必要じゃないかということで入れさせていただいております。

3つ目としましては、新たに追加したんですけども、やはりこの所管する委員会ですので、新型コロナウイルスの感染症対策及びワクチン接種体制について、その進捗状況を注視していくとともに、ここからが新たに書き加えたんですけども、たしか議会報告会、議場で前回自治連合会とやったときに、高齢者の孤立防止ということがこの委員会にも投げかけられていたかと思いますが、それを引き合いに一つ例示させていただいているんですけど、

高齢者の孤立防止など各種事業のコロナ禍での影響を把握し、委員会活動に反映することというのが先ほど伊藤健二委員が言われたようなことにつながってくるのかなと。もちろん高齢者の孤立防止以外にも相当コロナ禍で影響を受けておる事業というのは、我々が所管する事業の中にもほかにも幾つか見受けられますので、そういったことを委員会としてしっかり把握をして活動に反映していくということにさせていただいております。

4つ目は、やはり懇談会ですね。早急に次期委員会で民生委員との懇談会もやっていただきたいということも含めて、新型コロナウイルス感染症対策には留意しつつ、計画的に各種関係団体と懇談会を実施することということ、この4つで私のほうで提案させていただいております。

説明は以上ですけれども、何かほかに追加するなり、この文言は修正したほうがいいんじゃないのという御意見があれば自由に言っていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。何かあれば。少し時間を取らせていただきますので。

個人的には兼山小学校の件は、何か複式学級が前提かのように書いてしまっているのかのかなとは思いますが、分かりやすくなるかなと思って複式学級の進捗というふうに言っているんですけど、先ほど話で、もしかしたら小規模特認校というか、そういった方向になるかもしれませんし、いずれにしても行く末というか結末をしっかり見守っていくというのは必要かなと思ってはいますが、何でも結構です。

○副委員長（松尾和樹君） そうですね。ちょうど自分も今委員長が言われた兼山小学校の複式学級の進捗というところの表現が強いて言うなら、例えば学校規模適正化に関する基本方針に基づいてというような感じなのかとかということをやっと思いました。

○委員長（板津博之君） ありがとうございます。

今の件についてはいかがですかね、ほかの委員の方。

○委員（川合敏己君） 私もちよっと気にはなった箇所なんです、ここは。

アンケート調査報告書、さっきの資料ナンバー6を見ると、よりよい学校環境とかというようにものを書いてあるもんだから、そういう言葉にちよっと置き換えれると、例えば兼山小学校のよりよい学校環境に向けて注視してとか、ごめんなさい、言葉がうまくまとまりませんけれども、そんな表現にしてもいいのかなとは思いましたがけれども、複式学級の具体的な話が出ている中においては、これも分かりやすくいいかなとは思いますが、前提ではもちろんないにしろ。

○委員（伊藤健二君） 兼山小学校の人数減少が中心のテーマであって、ほかはみんな大規模校なんです、ほとんどが。だから、兼山小学校といったら児童数減少に伴う教育のよりよい在り方の問題なんで、それをそう表現せずに複式学級、もしできるならその後に「等」という、「など」を入れて、進捗については注視が必要だということで、あえて言えば「等」をつけるかどうかぐらいでどうでしょうかね。はっきりしたほうがいいと思う。

○委員（川合敏己君） 確かに「等」を入れることによって、ほかにもいろんな選択肢があることが分かるので、「等」を入れるという表現でいいんじゃないかと思います。

○委員長（板津博之君）　ということで、よろしいですかね。  
暫時休憩とします。

休憩　午前11時13分

再開　午前11時32分

○委員長（板津博之君）　じゃあ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、ただいま皆さんからいただいた御意見を副委員長のほうから報告させます。よろしくをお願いします。

○副委員長（松尾和樹君）　それでは、読み上げさせていただきます。

教育福祉委員会次期委員会への引継ぎ事項。

1. 地域包括ケアシステムの推進について。在宅介護、在宅医療がスムーズに進展するよう注視するとともに、調査研究を行っていくこと。

2. 子供たちの教育環境の確保について。特に小・中学校のICT機器を活用した学習状況及び兼山小学校の複式学級等の進捗について注視していくこと。

3. コロナ禍における各種事業への影響について。高齢者の孤立防止など各種事業のコロナ禍での影響を把握し、委員会活動に反映すること。

4. 各種団体との懇談会について。新型コロナウイルス感染症対策に留意しながら、計画的に各種関係団体と懇談会を実施すること。以上です。

○委員長（板津博之君）　それでは、御意見があればお伺いいたしますが、このような次期委員会への引継ぎ事項については、今、副委員長が読み上げた4つの項目で御異議ございませんでしょうか。

〔「よろしいと思います」の声あり〕

ありがとうございます。御意見がないようですので、次期委員会に引き継ぐべき課題としては、ただいま副委員長から読み上げた項目とさせていただきます。

以上で本日の案件は全て終わりました。そのほかに何かございましたらここでお伺いいたしますが、いかがですか。ないですね。

〔挙手する者なし〕

それでは発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会いたします。長時間にわたりお疲れさまでございました。

閉会　午前11時34分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月15日

可児市教育福祉委員会委員長